

消費税軽減税率対策窓口相談等事業の実施について

大阪商工会議所では、平成31年10月の消費税率10%への引き上げ、軽減税率制度導入に対する影響等を調査するため、下記について取り組んでおります。

1. ヒアリング調査の実施

各支部に配置しました施策普及員(本所発行の身分証を携帯)が平成29年11月末まで市内の事業所を訪問し、平成31年10月からの消費税率10%への引き上げ、軽減税率制度導入に対する影響等をお伺いしています。何卒、ご協力のほどお願いいたします。

2. 消費税軽減税率・転嫁対策相談窓口相談の開設

本所2階の経営相談室では、標記窓口を設け、専門相談員(税理士)が消費税の軽減税率制度や価格転嫁に関するご相談に応じております(相談無料・秘密厳守)。お気軽にご利用ください。

また、各支部でも経営指導員が経営全般のご相談に応じております。最寄りの支部へご相談ください。

< 消費税軽減税率対策窓口相談等支援事業に関するお問い合わせ >
経営相談室: 大阪商工会議所ビル 1階 TEL:6944-6451